

三郷町立図書館定期刊行物スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三郷町立図書館（以下「図書館」という。）に配架する定期的に刊行される出版物（以下「定期刊行物」という。）を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、新たな図書館資料を確保し、もって住民への図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、定期刊行物スポンサー制度とは、スポンサー（図書館の定期刊行物に広告を掲出しようとする者をいう。以下同じ。）が、定期刊行物を購入し、図書館に寄贈する対価として、当該定期刊行物の最新号カバー及び書架に広告を掲出すること及びスポンサー名を図書館ホームページに掲出することをいう。

(スポンサーの対象)

第3条 スポンサーの対象は、企業又は団体、個人事業者等とする。ただし、個人又は次に掲げるものを除く。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律154号）による再生又は更生手続き中であるもの
- (2) 町の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 市町村税等を滞納しているもの
- (4) 前各号に掲げる者のほか、スポンサーの対象とすることが適当でないと三郷町教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるもの

(定期刊行物の選定)

第4条 スポンサーは、図書館の定期刊行物リストの中から寄贈する定期刊行物（以下「寄贈定期刊行物」という。）を選定するものとし、希望する寄贈定期刊行物がない場合は、図書館と別途協議するものとする。

(広告の規格等)

第5条 寄贈定期刊行物の最新号カバーの表面及び裏面並びに書架に掲出する広告の規格は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が認めたときは、この限りでない。

- (1) 寄贈定期刊行物の最新号カバーの表面にスポンサー名を表示するにあたって

は、縦10センチメートル及び横15センチメートル以内で、定期刊行物面の大きさを上回らず、かつ、定期刊行物名と重なることのない大きさとする。

(2) 寄贈定期刊行物の最新号カバーの裏面の広告については、寄贈定期刊行物の裏表紙サイズまでのものであって、片面印刷のものとする。

(3) 寄贈定期刊行物を配架する書架の広告については、当該定期刊行物を配架する書架の扉の大きさを超えない範囲のものであって、片面印刷のものとする。

2 広告の作成費用は、スポンサーの負担とする。

3 寄贈定期刊行物の配架位置は、図書館が決定する。

(広告の内容)

第6条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれがないもので、かつ、三郷町有料広告掲載取扱要綱（令和4年1月三郷町告示第2号）第3条に規定する広告掲載の基準を満たすものとする。

(広告の掲出期間)

第7条 広告の掲出の期間は、掲出が決定した月の翌月以降の直近に出版された号から当該年度の3月31日までとする。

2 広告の掲出の期間満了の2ヶ月前までに、委員会又はスポンサーのいずれかによる解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(申込)

第8条 スポンサーを希望する者（以下「申込者」という。）は、三郷町立図書館定期刊行物スポンサー申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、広告の図案及び申込者の概要が分かる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

2 同一定期刊行物について、複数の者から申込みがあった場合は、先の申込者が後の申込者に優先する。

(決定通知)

第9条 委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲出の可否を決定する。

2 委員会は、前項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、三郷町立図書館定期刊行物スポンサー決定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

(支払方法)

第10条 寄贈定期刊行物はスポンサーが委員会の指定する定期刊行物の納入業者から購入するものとし、その費用はスポンサーが納入業者に直接支払うものとする。

(決定取消)

第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定するいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 広告の内容が第6条の規定に該当しないとき。
- (3) その他委員会が適当でないと認めたとき。

2 委員会は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消した場合は、スポンサーに対してその賠償の責めを負わない。

3 委員会は、第1項の規定によりスポンサーの決定を取り消した場合は、既に納入されている定期刊行物及びその費用の返還は行わない。

(スポンサーの責務)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告の掲出に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

(寄贈定期刊行物の所有権)

第13条 寄贈定期刊行物の所有権は、三郷町に帰属し、図書館の所蔵とする。

(広告内容の変更及び修正)

第14条 広告掲出期間途中において、掲出した広告の内容を変更しようとするときは、新たに掲出しようとする広告を委員会に届けなければならない。

2 委員会は、掲出する広告の内容が、公共性並びに図書館の品位保持及び信頼性を損なうおそれがあると認められるときは、修正を指示することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。